



発行
東京都

目次

告示

○貸金業法による行政処分………
………（産業労働局金融部貸金業対策課）…

告示

●東京都告示第六百七十九号

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号。以下「法」という。）第二十四条の六の四第一項の規定による行政処分について、法第二十四条の六の八の規定により次のとおり告示する。

令和七年六月三日

東京都知事 小池 百合子

一 被処分者

（一）商号又は名称
アールズ

（二）氏名（法人の場合は代表者氏名）
高山 裕之

（三）主たる営業所の所在地
港区東新橋二丁目十番二号 中銀新橋
マンション九〇一号

（四）登録番号
東京都知事(2)第一一三一〇号

二 処分年月日
令和六年四月十五日

三 処分の内容
令和七年五月二十一日
業務の全部（弁済の受領に関する業務及び訴訟又は調停に応ずる業務並びに東京都知事が個別に承認した行為を除く。）を停止する。

四 業務停止期間
令和七年五月二十八日から同年七月十一日まで（四十五日間）

五 適用条文
法第二十四条の六の四第一項第二号

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
三〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

